

月ヶ瀬湖面利用規則 新旧対照表

月ヶ瀬湖面利用規則		備 考
変 更	現 行	
月ヶ瀬湖面利用規則 湖面は、だれもが利用できます。利用にあつては以下の項目を遵守して下さい。 ※湖面とは、水面およびその周辺とする。 【共通事項】 1. ライフジャケット等の水難安全具を着用する。 2. 火の使用（キャンプ・バーベキュー等）・遊泳は、禁止する。 3. フローターの使用は、遊泳と見なし禁止とする。 4. 釣りについては、各漁業協同組合の規則による。 5. 水質悪化、施設管理の支障行為、騒音等迷惑行為は禁止する。 6. ゴミ等は必ず持ち帰ること。 7. 湖面利用において発生したすべての事故については自己責任とする。 〔高山ダムの貯水位、流入量、放流量等の情報は下記の HP にアクセスください。〕 インターネット HP（川の防災情報-国土交通省） https://www.river.go.jp/index 携帯電話専用 HP http://kokoten.com/u1/takayamadam/ 	月ヶ瀬湖面利用規則 湖面は、だれもが利用できます。利用にあつては以下の項目を遵守して下さい。 ※湖面とは、水面およびその周辺とする。 【共通事項】 1. ライフジャケット等の水難安全具を着用する。 2. 火の使用（キャンプ・バーベキュー等）・遊泳は、禁止する。 3. 釣りについては、各漁業協同組合の規則による。 4. 水質悪化、施設管理の支障行為、騒音等迷惑行為は禁止する。 5. ゴミ等は必ず持ち帰ること。 6. 湖面利用において発生したすべての事故については自己責任とする。 〔高山ダムの貯水位、流入量、放流量等の情報は下記の HP にアクセスください。〕 インターネット HP http://www.water.go.jp/kansai/kizugawa/03kan/01_taka/top.htm 携帯電話専用 HP http://kokoten.com/u1/takayamadam/ 	

【船舶について】

8. 利用可能な湖面への進入路は下記2箇所とする。

①八幡橋左岸下流進入路（通常：開）

②ダムサイト左岸流木処理場進入路（通常：閉）

・鍵開閉連絡先 高山ダム管理所

・連絡時間 9:00 ～ 16:00

9. エンジン付き船舶の使用は、認めない。

（消防、警察、および使用承認を受けたものを除く）

10. 船舶等の係留は、認めない。

（使用、係留承認を受けたものを除く）

11. 貯水池内の利用を次のとおり規制、制限する。

通航・遊漁禁止区域 ダム堰堤から網場の範囲

通航制限区域 水質保全設備およびその周辺

高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会

月ヶ瀬湖面利用分科会

南山城村、奈良市、伊賀市、山添村

木津川漁業協同組合、月ヶ瀬漁業協同組合、

五月川漁業協同組合、波多野漁業協同組合、

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所

連絡先 高山ダム管理所 0743-94-0201

【船舶について】

7. 利用可能な湖面への進入路は下記2箇所とする。

①八幡橋左岸下流進入路（通常：開）

②ダムサイト左岸流木処理場進入路（通常：閉）

・鍵開閉連絡先 高山ダム管理所

・連絡時間 9:00 ～ 16:00

8. エンジン付き船舶の使用は、認めない。

（消防、警察、および使用承認を受けたものを除く）

9. 船舶等の係留は、認めない。

（使用、係留承認を受けたものを除く）

10. 貯水池内の利用を次のとおり規制、制限する。

通航・遊漁禁止区域 ダム堰堤から網場の範囲

通航制限区域 水質保全設備およびその周辺

高山ダム水源地域ビジョン実行連絡会

月ヶ瀬湖面利用分科会

南山城村、奈良市、伊賀市、山添村

木津川漁業協同組合、月ヶ瀬漁業協同組合、

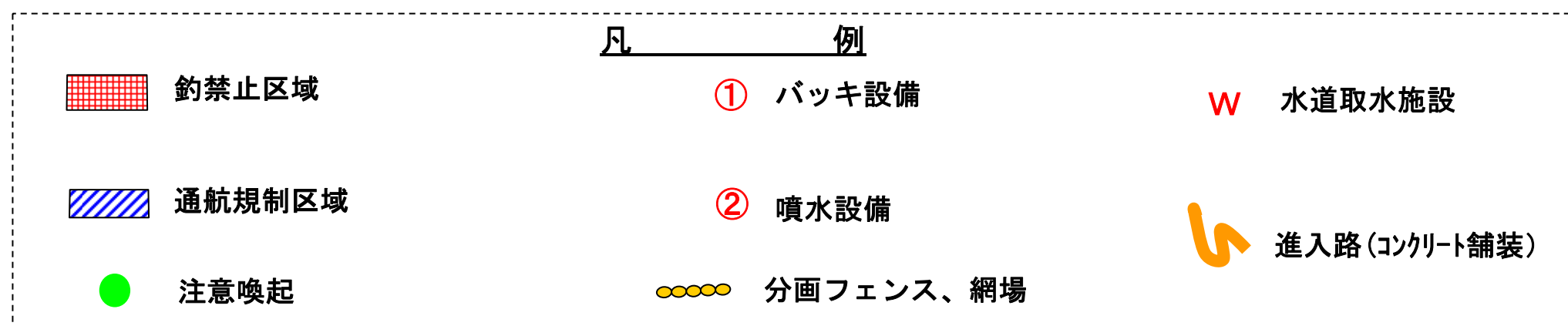
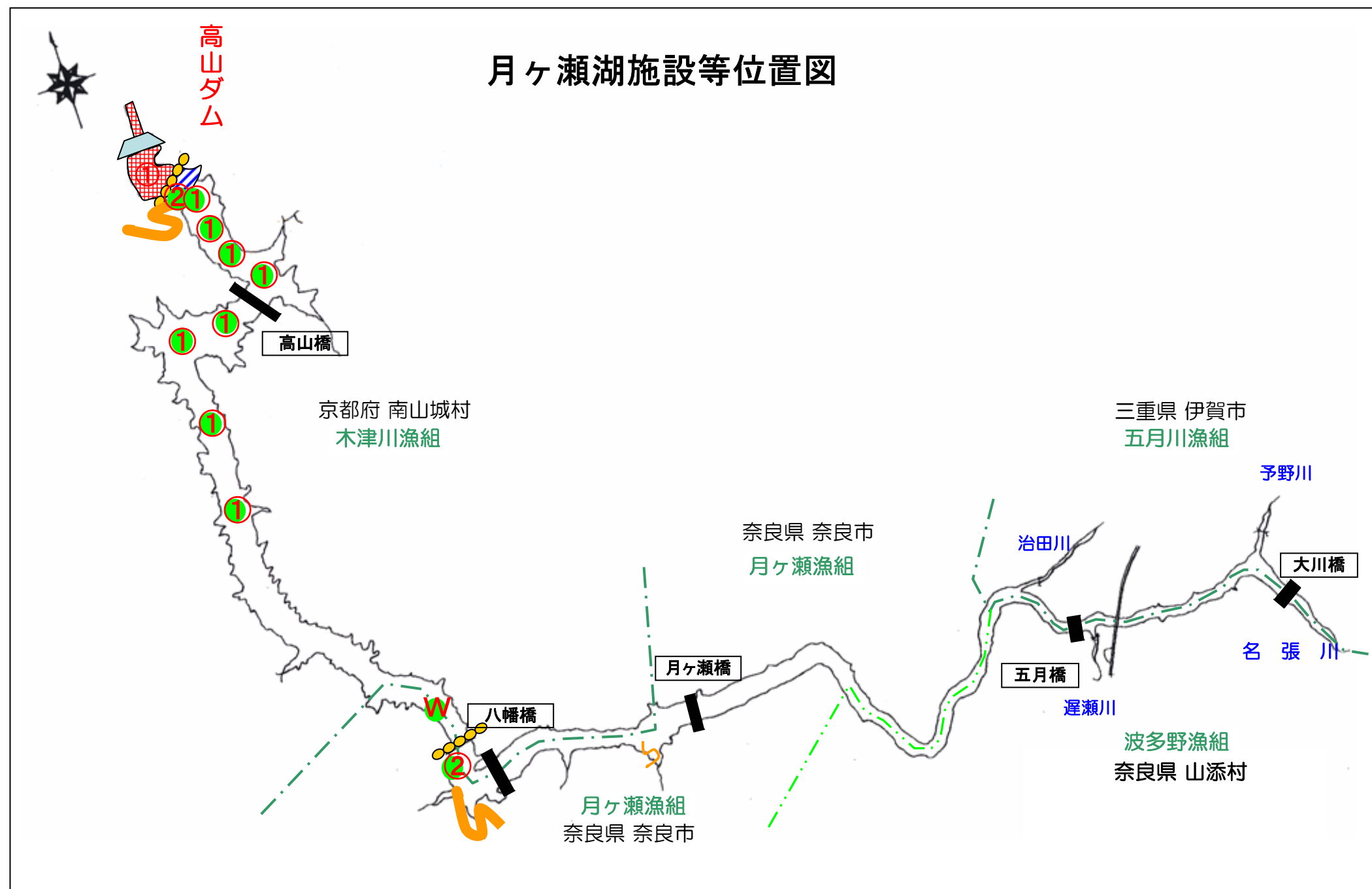
五月川漁業協同組合、波多野漁業協同組合、

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所

独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所

連絡先 高山ダム管理所 0743-94-0201

別図-1



写 真

バックキ設備(8ヶ所)



噴水設備(2ヶ所)



分画フェンス(1ヶ所)



水道取水施設(1ヶ所)



進入路(高山ダム流木処理施設)



進入路(八幡橋下流)

